□無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の２の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の３の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

（注３）
また、上記の申請に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。(注４)

記（注５）

１　申請者（注６）
［表略］
２　電波法第５条に規定する欠格事由（注７）
［表略］
３　免許又は再免許に関する事項（注８）
［表略］
４　電波利用料（注９）
①　電波利用料の前納（注10）
［表略］
②　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）(注11)
□１の欄と同一のため記載を省略します。
［表略］
［５　略］
注１　［略］
２　収入印紙については、次によること。
⑴　複数の無線局を申請する場合は、３①の欄の記載事項に対応した手数料及び第８条の２第２項により合算した額の内訳が分かるように３⑥の欄に記載すること。

（記載例）　10W　１局×6,200円＋証明書１通×480円
１W　１局×3,450円＋証明書１通×480円
合　計　10,610円

⑵　第８条の２第１項の規定により合算した額に相当する収入印紙を貼付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること。
［⑶・⑷　略］
［３　略］
４　申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
５～10　［略］
11　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注６に準じて記載すること。
12　申請に対する処分に係る書類及び免許事項証明書（書面申請等による場合に限る。）の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）

□無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の２の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の３の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

（注３）

記（注４）

１　申請者（注５）
［表同左］
２　電波法第５条に規定する欠格事由（注６）
［表同左］
３　免許又は再免許に関する事項（注７）
［表同左］
４　電波利用料（注８）
①　電波利用料の前納（注９）
［表同左］
②　電波利用料納入告知書送付先（法人の場合に限る。）(注10)
□１の欄と同一のため記載を省略します。
［表同左］
［５　同左］
注１　［同左］
２　［同左］
⑴　複数の無線局を申請する場合は、３①の欄の記載事項に対応した手数料の内訳を３⑥の欄に記載すること。

（記載例）　10W　１局×6,700円
１W　１局×3,550円
合　計　10,250円

⑵　第８条の２の規定により合算した額に相当する収入印紙を貼付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること。
［⑶・⑷　同左］
［３　同左］
［新設］

４～９　［同左］
10　電波利用料納入告知書について、１の欄と異なる住所にある申請者と同一法人の部署に送付を希望する場合に限り、注５に準じて記載すること。
11　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同